

東 企 答 申 第 1 号  
令和元年9月19日

東海村長 山田 修 様

東海村補助金等審議会  
委員長 吉田 勉

村が交付する補助金について（答申）

令和元年8月19日付け東海村諮問第1号で諮問のあったことについては、  
別紙のとおり答申します。

## 東海村青色申告会事業費等補助金

### 1 目的等の検証

当該補助金の目的は、個人事業主の事業経営の健全な発展であり、そのために青色申告の推進団体である青色申告会に補助金を交付しています。しかし、その実態を鑑みると、現在は、青色申告会の存続のための補助金となっていると言わざるを得ません。青色申告会の今後のあり方を会員が考えるためにも、会費の見直しや補助金額の見直しをすることが必要と思われる。

### 2 効果の検証

当該補助金は、会員の青色確定申告を支援する青色申告会に対し、その事業費を補助する補助金となっています。当該補助金については、同様の確定申告支援を村商工会も実施していることに加え、青色申告会が村商工会に税務相談指導事業の一部を委託し、村商工会が使用するソフトも購入していること、両者の会員が90%程度重複していることから、村商工会補助金と重複している可能性が高い状況にあると思われます。

ただし、村商工会会員でない方や村商工会での支援では充分でない方についての支援を税理士の協力を得て実施するなど、一定の役割を果たしている点は評価でき、完全に事業を村商工会に統合する必要までではないと考えられます。しかしながら、村商工会事業との棲み分けや補助金額の減額については、検討する必要があります。

### 3 結論

当該補助事業は、昭和51年度に開始されて以来、これまで継続されてきた事業であります。しかしながら、青色申告を推進するという事業のねらいが青色申告会への運営継続を図るような実態に変容してしまい、青色申告会の自立をも阻害している状況だと言えます。また、青色確定申告推進における村商工会との協力関係において、それぞれの団体の役割があると認識しつつも、会員や事業の重複が一部見られることから、より全体を通じての効率的な運用を図ることが必要であると考えます。

すなわち、まずは、村商工会との事業棲み分け、機能分担の整理を行ったうえで、補助金の重複があればそれを一定の基準により見直しするものとし、加えて、会費の引き上げ等青色申告会への自主財源に関する指導を行うべきであると考えます。

## 東海村ハウス栽培奨励補助金

### 1 目的等の検証

当該補助金の目的は、農家の安定的な農業経営と農業の担い手を育成するためとされております。東海村では、大規模農家は少数であり、多くが小規模農家であることを考慮すると、ハウス栽培による高収益農産物の生産を促進し、小規模でも高収益な農産物を販売する農家を育成することは、補助金の目的に合致すると言えます。ただし、利用者が少ないことや補助金に対する要望を農家から受けていることなどから、当該補助金を継続するにあたっては、より目的を達成するための制度改善が必要であると思われま

### 2 効果の検証

当該補助金は、50㎡以上のビニールハウスを新設した販売農家に対し、その費用を補助する補助金となっております。補助利用農家の販売品目や販売額が3割程度増えているなど、農家の安定的な経営に寄与していると評価できます。また、3年前までの同補助金から対象施設の面積を100㎡以上から50㎡以上に変更し、補助制度を利用しやすく制度改正したことも評価できます。

しかし、年間6名の利用者を想定しているにもかかわらず、前々年度5名、前年度3名と利用者が少ない状況であり、制度の周知や利用しやすさについては、課題があると思われま

### 3 結論

当該補助事業は、農家の安定的な農業経営と農業の担い手育成に寄与し、効果的であると評価できます。しかし、利用者が少ないことから、制度利用のPRを積極的に行うとともに、制度を利用しやすいよう改善するとともに、ハウス設置後の効果の把握に努めることを提言します。なお、制度を改善する際には、単に利用者を増やし、安易な補助金支出とならないよう、事業の目的と効果を見極めたうえで改善するよう申し添えます。

## 東海村ヘルメット購入費助成金

### 1 目的等の検証

当該助成事業の目的は、自転車通学をする生徒の交通事故防止及び保護者の負担軽減を図ることとされております。全生徒が自転車通学をしている状況の中で、自己負担なしでヘルメットが全生徒に配布されていることは、目的に沿った事業であると評価できます。

ただし、生徒や保護者に助成金が交付されているという認識は薄いようであり、助成制度自体が形骸化しているとの課題があります。ヘルメットが配布される意義を認識することができるような制度への改善が必要だといえます。

### 2 効果の検証

当該助成金は、村内中学校に自転車通学をする生徒で組織する親の会に対し、購入したヘルメットの費用に対し助成するものとなっております。現在は、全生徒が自転車通学をしており、生徒の自転車通学における安全の確保のほか、保護者の負担軽減にもつながっていることは評価できます。

しかし、ヘルメットの購入価格が助成上限額を下回っており、全額が助成金により購入されていることや学校の教職員が親の会として助成申請や業者への発注等事務処理をしていることなど、手続きの運用が適切とはいえないのはもちろんのこと、助成制度として維持していく意義もなくなってきているともいえます。

### 3 結論

当該助成事業は、ヘルメット購入費の助成をすることで、自転車通学をする生徒の交通事故防止及び保護者の負担軽減に効果的に働き、活用されていると評価します。しかし、助成手続きが形骸化している実態と昭和54年度の事業開始以降、制度が見直されていないことに鑑み、村教育委員会でヘルメットの一括購入・直接支給に切り替え、中学校教職員の事務の軽減を図ることが必要と考えます。

ただし、直接支給にした場合、ヘルメットを直接支給する目的と他の学用品を支給しない理由について、住民に十分説明し、理解を得て効果的な制度運用を図っていく必要があることを申し添えます。